

岩手県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第2号

岩手県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県男女共同参画推進条例施行規則（平成15年岩手県規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(調査しない申出) 第5条 調整委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る苦情又は相談の申出については、調査しないものとする。 (1)・(2) [略] (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号） <u>第17条第1項</u> の紛争の解決の援助の対象となる事項若しくは同法 <u>第18条第1項</u> の調停の対象となる事項又は個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）若しくは個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年岩手県条例第50号）の個別労働関係紛争の解決の援助の対象となる事項 (4)～(6) [略] 2・3 [略]	(調査しない申出) 第5条 調整委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る苦情又は相談の申出については、調査しないものとする。 (1)・(2) [略] (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号） <u>第23条第1項</u> の紛争の解決の援助の対象となる事項若しくは同法 <u>第24条第1項</u> の調停の対象となる事項又は個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）若しくは個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年岩手県条例第50号）の個別労働関係紛争の解決の援助の対象となる事項 (4)～(6) [略] 2・3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）の施行の日から施行する。